

Aichi-Nagoya 2026

愛知・名古屋 2026 大会 ボランティア参加規約

第1条（総則）

- 1 本規約は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）と、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「愛知・名古屋 2026 大会」という。）の開催都市（愛知県・名古屋市）が運営する、愛知・名古屋 2026 大会に係るボランティアに応募及び参加するに当たり遵守すべき規約を定めるものです。
- 2 本規約は、組織委員会及び開催都市と、愛知・名古屋 2026 大会の運営に参加するボランティアとの間の一切の関係に適用されるものとします。また、本規約のほか、組織委員会及び開催都市が策定する「愛知・名古屋 2026 大会ボランティア募集要項」も本規約と一体のものとして適用されるものとします。
- 3 組織委員会及び開催都市は、本規約のほか、ボランティアの運営に関して個別規程を定める場合があります。この場合において、個別規程は、本規約の一部を構成するものとします。また、個別規程の内容と本規約の内容が矛盾抵触する場合は、個別規程の内容が優先するものとします。

第2条（大会趣旨への賛同）

ボランティアは、愛知・名古屋 2026 大会の趣旨に賛同することを条件として、応募及び参加いただきます。

第3条（本規約の遵守）

ボランティアは、応募及び参加に当たっては、本規約で定める全ての事項を遵守するものとします。

第4条（指示等の遵守）

- 1 ボランティアは、応募及び参加に当たっては、募集要項や、組織委員会及び開催都市からの指示等を遵守するものとし、活動時はボランティア活動に専念するものとします。
- 2 ボランティアは、病気やけが等を理由に医師から活動を止められた場合は、医師が認めるまで活動できないものとします。
- 3 組織委員会及び開催都市は、その判断又は決定に対する異議、変更及び説明

Aichi-Nagoya 2026

の依頼には一切応じません。

第5条（関係法令の遵守）

ボランティアは、応募及び参加に当たっては、日本国内の関連法令の全てを遵守するものとします。

第6条（公序良俗等）

- 1 ボランティアは、ボランティア活動中の飲酒及び酒気を帯びての活動参加をしてはなりません。
- 2 ボランティアは、ボランティア活動中、喫煙してはなりません。ただし、組織委員会及び開催都市が特に認めた場合であって、かつ組織委員会及び開催都市が特に認めた場所に限り、喫煙することができます。
- 3 ボランティアは、ボランティア活動中、民法第 90 条に定める公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする一切の行為をしてはなりません。

第7条（迷惑行為）

ボランティアは、次の各号に定める行為をしてはなりません。

- ① 他のボランティアやその他の大会関係者及び観客に対する愛知・名古屋 2026 大会のイベントと関係のない勧誘（宗教や商品・サービス等の販売及び特定の団体への勧誘などを含みますが、これらに限られません。）を行う行為
- ② 他のボランティアやその他の大会関係者及び観客に対して、本人の意思に反して個人情報を聞き出す行為
- ③ 活動中に大会関係者、選手、来賓等に対して握手、サイン、記念撮影等を求める行為
- ④ 大会の運営に使用される備品、配布物品等の残部を持ち帰る行為
- ⑤ その他、愛知・名古屋 2026 大会の運営に支障を来す行為並びに組織委員会及び開催都市が迷惑行為と判断する行為

第8条（差別的言動の禁止）

ボランティアは、性別、人種、言語、肌の色、国籍、身分、婚姻形態、性的嗜好、親権、宗教、障がい等を理由とした差別的言動及びその他一切のハラスメント行為をしてはなりません。

第9条（ダイバーシティへの理解）

Aichi-Nagoya 2026

ボランティアは、応募及び参加に当たっては、ダイバーシティ（多様性・機会均等）の理念を理解し、性別、国籍、職歴、障がい、性的指向や性別認識といった個人の個性を尊重した上で、様々な能力と文化、考え方、技術、経験を持った人材と相互に連携し協力して、大会の運営に参加いただきます。

第10条（服装）

ボランティアは、ボランティア活動中、組織委員会及び開催都市が指定するユニフォームを着用するものとします。

第11条（研修等への参加）

- 1 ボランティアは、事前に組織委員会及び開催都市の承諾を得た場合を除き、指定する研修等に全て参加するものとします。
- 2 研修等への参加は、全てボランティア本人による参加のみ認められるものとし、代理人の参加や、参加者の変更は認めません。
- 3 特段の事由なく指定する研修等に参加いただけなかった場合、ボランティアへの参加を辞退されたものとみなし、それ以降の研修等への参加を認めません。

第12条（遅刻・早退の禁止）

ボランティアは、研修やその他のボランティア活動について、時間を遵守するものとし、やむを得ず遅刻・早退する場合は、組織委員会及び開催都市が別途定める方法に従って、速やかに連絡していただきます。

第13条（個人情報保護方針等への同意）

- 1 ボランティアは、応募及び参加に当たっては、組織委員会及び開催都市の定める個人情報保護方針に同意するものとします。
- 2 ボランティアは、応募時における同意により、公益財団法人日本財団ボランティアセンター及びその他関係団体等への個人情報の提供に同意するものとします。

第14条（システム利用規約への同意）

ボランティアは、応募及び参加に当たっては、組織委員会及び開催都市の定めるシステム利用規約に同意するものとします。

Aichi-Nagoya 2026

第15条（本人確認への協力）

ボランティアは、応募及び参加に当たっては、組織委員会及び開催都市が必要と認める本人確認を行うことに同意するものとします。

第16条（秘密保持）

ボランティアは、あらかじめ組織委員会及び開催都市の書面による承諾を得た場合を除き、ボランティア活動に関連して知り得た愛知・名古屋2026大会に関する個人情報、機密情報その他一切の情報を開示若しくは漏えいし、又は愛知・名古屋2026大会以外の目的に利用してはなりません（ボランティアの任を解かれた後も同様）。

第17条（反社会的勢力等の排除）

- 1 ボランティアは、暴力団、暴力団員（又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団を始め、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体の構成員又はテロリスト等（疑いがある場合を含む。）その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力等」という。）であってはならず、また、反社会的勢力等に加入してはなりません。
- 2 ボランティアは、反社会的勢力等を利用し、反社会的勢力等の維持・運営に関与し、又は反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有するなど反社会的勢力等と不適切な関係をもってはなりません。

第18条（活動中の携帯電話・スマートフォン等の使用制限）

ボランティアは、ボランティア活動中、組織委員会及び開催都市が特に認めた場合を除き、携帯電話、スマートフォン、カメラ等を使用（写真・動画の撮影、録音を含みますがこれらに限られません。）してはなりません。

第19条（ソーシャルメディア等の利用禁止）

- 1 ボランティアは、愛知・名古屋2026大会に関わる一切の情報について、組織委員会及び開催都市が特に認めた場合を除き、Facebook、X（旧Twitter）、Instagram、ブログ、電子掲示板、動画共有サイトその他のソーシャルメディアに掲載又は投稿してはなりません。
- 2 前項に基づき組織委員会及び開催都市がソーシャルメディアへの掲載又は投稿を特に認めた場合、著作権法、商標法等の関係法令その他組織委員会及

Aichi-Nagoya 2026

び開催都市が必要と認める事項を遵守していただきます。

第20条（メディア等の取材対応の禁止）

愛知・名古屋 2026 大会に関するメディア等からの取材対応は、全て組織委員会及び開催都市が行うものとし、ボランティアは、組織委員会及び開催都市が特に認めた場合を除き、愛知・名古屋 2026 大会に関する取材に対応してはなりません。

第21条（アンブッシュ・マーケティングの禁止）

- 1 ボランティアは、組織委員会及び開催都市から別途認められた場合を除き、自身又は自らが関与した商品若しくはサービス（以下、総称して「商品等」という。）と、愛知・名古屋 2026 大会とを関連付けてはならず、また、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはなりません。
- 2 ボランティアは、組織委員会及び開催都市から別途認められた場合を除き、商品等が、組織委員会及び開催都市、OCA（アジア・オリンピック評議会）、APC（アジアパラリンピック委員会）（以下、総称して「組織委員会等」という。）のいずれかによる公式のものである旨、組織委員会等のいずれかにより選ばれたものである旨、組織委員会等のいずれかにより承認されたものである旨、組織委員会等のいずれかによる保証を受けたものである旨、組織委員会等のいずれかにより推奨されている旨、組織委員会等のいずれかによる同意を得たものである旨、その他これらに類する事実を表明してはならず、また、そのように受け取られるおそれがある行為をしてはなりません。
- 3 ボランティアは、組織委員会等との関係、ボランティアに参加している事実又はボランティアに参加して知得した事実について、自身又は商品等の広告・宣伝の目的を持って公表してはならず、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはなりません。

第22条（知的財産権等の権利の遵守）

愛知・名古屋 2026 大会に関する著作権、商標権等の知的財産権その他一切の権利は、組織委員会に帰属します。また、組織委員会解散後は、これら一切の知的財産権はOCA（アジア・オリンピック評議会）、APC（アジアパラリンピック委員会）に帰属します。ボランティアはその権利を尊重・遵守するものとします。

Aichi-Nagoya 2026

第23条（ボランティア活動から生じる権利）

ボランティア活動から創出される制作物に関する知的財産権その他一切の権利は、組織委員会又は開催都市に帰属します。

第24条（肖像権の不行使）

ボランティアは、応募及び参加に当たっては、採用イベントや研修、大会中の活動等において撮影された映像、写真等に自己の肖像が写り込むことを理解し、組織委員会等、その他組織委員会又は開催都市が認めた者が当該肖像の写り込んだ映像、写真等を愛知・名古屋2026大会に関連して自由に使用することにあらかじめ同意します。

第25条（報酬等の不支給）

組織委員会及び開催都市は、ボランティアに対して、組織委員会及び開催都市が特に定めるものを除き、報酬、宿泊費、営業補償、損害賠償等その名目を問わず一切の金品又は便益の支給又は手配を行わないものとします。

第26条（提供品等の取扱い）

- 1 ボランティアは、組織委員会及び開催都市がボランティアに対して提供する物品等（以下、「提供品」という。）について、有償・無償を問わずインターネットオークション等での転売その他の第三者への譲渡をしてはなりません。
- 2 ボランティアへの参加を辞退された場合、その理由にかかわらず、ボランティアは、全ての提供品を組織委員会及び開催都市に返還するものとします。この場合において、提供品の返還に要する費用は、ボランティアにご負担いただくものとします。

第27条（私物の管理）

ボランティア活動中の貴重品その他私物の管理については、ボランティアが個人で管理するものとし、それらの紛失、盗難その他が発生した場合、組織委員会及び開催都市は一切の責任を持たないものとします。

第28条（参加辞退）

ボランティアへの参加を辞退する場合、組織委員会及び開催都市が別途定める方法に従って、速やかに組織委員会及び開催都市へ連絡するものとします。

Aichi-Nagoya 2026

第29条（参加取り消し）

組織委員会及び開催都市は、ボランティアが次の各号に掲げる事由に該当する場合、愛知・名古屋 2026 大会の開催期間中であるか否かを問わずボランティアへの参加を取り消すことができるものとします。

- ① 第6条に反する行為を行った場合
- ② 第7条に反し迷惑行為を行った場合
- ③ 第8条に反する行為を行った場合
- ④ 第17条に反する行為を行った場合
- ⑤ ボランティアその他愛知・名古屋 2026 大会関係者のチームワークを著しく害する行動を行った場合
- ⑥ 愛知・名古屋 2026 大会のイメージを損なう行為を行った場合
- ⑦ 本規約に違反する行為を行った場合
- ⑧ ボランティアの応募要件を満たさないことが明らかとなった場合
- ⑨ 応募時に申し出た内容が事実と異なることが明らかになった場合
- ⑩ その他、組織委員会及び開催都市がボランティアとして不適切と認めた場合

第30条（事故や災害等に伴う対応）

- 1 ボランティアは、ボランティア活動中に事故やトラブル等の何らかの問題が発生した場合、自己の所属に従い、組織委員会又は開催都市に速やかに報告するものとします。
- 2 ボランティアは、ボランティア活動中に災害等が発生した場合、組織委員会及び開催都市の指示に従って行動するものとします。

第31条（保険適用）

- 1 組織委員会及び開催都市は、愛知・名古屋 2026 大会に係るボランティア活動を行うボランティアを被保険者とする保険に一括加入いたします（ボランティアの個人負担はありません。）。保険の加入に当たり、必要な範囲で、ボランティアの個人情報を保険会社に提供いたします。
- 2 ボランティアがボランティア活動中の事故等でケガをされた場合等は、組織委員会及び開催都市はボランティア活動向け保険の適用範囲内で対応いたします。ただし、保険の適用範囲は保険契約の内容に基づくものとし、組織委員会及び開催都市の指示に従っていただけなかった場合や、不適切行為により事故等が発生したと判断された場合には、保険適用がされない可能性が

Aichi-Nagoya 2026

あります。

第32条（大会運営者の責任範囲）

- 組織委員会及び開催都市は、ボランティアに生じた損害について、組織委員会及び開催都市の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、前条に基づく保険適用の範囲を超えて損害を賠償する責任を負わないものとします。
- ボランティア間で発生したトラブルに関して、組織委員会及び開催都市の責めに帰すべき事由がない限り、一切責任を負わないものとします。

第33条（準拠法及び管轄裁判所）

- 本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法を準拠法とします。
- 本規約又はボランティア活動に起因し、又は関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第34条（その他）

本規約に特に定めのない事項については、組織委員会及び開催都市が適切に判断の上、決定させていただきます。

第35条（本規約の変更）

- 組織委員会及び開催都市は、本規約をいつでも変更できるものとし、当該変更のボランティアへの通知（組織委員会及び開催都市が定める方法による）をもって、当該変更後の本規約は効力を生じるものとします。
- 前項に基づく本規約の変更に係る通知後、ボランティアが参加を継続した場合には、ボランティアは当該変更後の本規約に同意したものとみなします。

第36条（残存条項）

第3条、第7条から第9条まで、第13条、第16条、第19条から第24条まで、第26条及び第31条から第35条までについては、愛知・名古屋2026大会終了後においても効力を有します。

制定 2024年10月15日